

神戸市立工業高等専門学校専攻科入学者選抜規則

2023年4月1日

規則第148号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第42条に規定する入学者の選抜について必要な事項を定めることを目的とする。

(入学者の選抜)

第2条 入学者の選抜は、能力及び適性において神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科（以下「専攻科」という。）の教育を受けるにふさわしい資質を有する者を、公正に次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 学力試験による選抜（以下「学力選抜」という。）
- (2) 推薦による選抜（以下「推薦選抜」という。）
- (3) 社会人特別選抜（以下「社会人選抜」という。）

(学力選抜)

第3条 学力選抜は、次の各号に掲げる者について行う。

- (1) 高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者又は修了見込みの者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (5) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 前各号に掲げる者のほか本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 学力選抜は、筆記試験、面接及び出身校の長より送付された調査書その他の出願時に提出のあった書類等の総合判定により行う。

(推薦選抜)

第4条 推薦選抜は、本校の学生のうち次の各号に掲げる基準を満たす者について行う。この場合において、各専攻を推薦選抜で受験することができる本校の学生の所属する学科は、別表に定める。

- (1) 出願時において翌年3月末に本校を卒業する見込みであること。
- (2) 出願時において本校が定める成績等の基準を満たしていること。

2 推薦選抜は、専攻ごとに出身校の長より送付された調査書その他の出願時に提出のあった書類等の総合判定により行う。

(社会人選抜)

第5条 社会人選抜は、高等専門学校を卒業した者又は本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時に当該卒業後2年以上が経過した者のうち専

攻科課程の学業に専念できる者について行う。

2 第3条第2項の規定は、社会人選抜について準用する。この場合において、総得点の算出においては面接（口頭試問を含む）を筆記試験と同程度に評価するものとする。

（合格者の決定）

第6条 合格者の決定は、神戸市立工業高等専門学校入試委員会（以下「入試委員会」という。）の委員による合否判定会議に諮り、校長が行う。

（改廃）

第7条 この規則の改廃については、入試委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

受験することのできる専攻	所属する学科
機械システム工学専攻	機械工学科
電気電子工学専攻	電気工学科又は電子工学科
応用化学専攻	応用化学科
都市工学専攻	都市工学科